定　　款

昭和４８年　５月２８日　設立
昭和５１年　８月２３日　改定
昭和５４年１１月１２日　改定
昭和５６年　１月１７日　改定
平成　元年　２月１７日　改定
平成　８年　２月１３日　改定
平成　８年　２月１４日　改定
平成　８年　３月１１日　改定
平成　８年　４月１４日　改定
平成　８年　５月１６日　改定
平成　９年　５月２６日　改定
平成　９年　８月２１日　改定
平成１０年　５月　１日　改定
平成１０年　８月２０日　改定
平成１１年　８月２０日　改定
平成１２年　８月２１日　改定
平成１３年　８月２０日　改定
平成１４年　８月２０日　改定
平成１５年　８月２０日　改定
平成１６年　８月２０日　改定
平成１７年　８月１９日　改定
平成１８年　８月１８日　改定
平成２０年　８月２２日　改定
平成２１年　８月２１日　改定
平成２２年　１月　５日　改定
平成２３年　８月１９日　改定
平成２４年　４月　１日　改定
平成２８年　６月２３日　改定
令和　２年　６月１９日　改定
令和　４年　６月２４日　改定
令和　８年　６月１９日　改定

株式会社日本エム・ディ・エム

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、株式会社日本エム・ディ・エムと称し、英文では Japan Medical Dynamic Marketing, INC. と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）医療関連商品の製造および販売
（２）医療関連商品の輸出入業務
（３）医療関連商品の市場分析および技術アドバイスに関する一切の業務
（４）病院経営に関するコンサルタント業務
（５）医療機器の修理
（６）医療機器の賃貸業（リース・レンタル）
（７）前各号に付帯する一切の事業

（本店所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、３７,７２８,０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
３　当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章　株 主 総 会

（株主総会の招集）
第１２条 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（電子提供措置等）

第１８条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第１９条　当会社の取締役は、１２名以内とする。

２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は５名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会において選任する。

２　前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。

３　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

４　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第２１条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

３　増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。

４　補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

５　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、２年後の定時株主総会開始のときまでとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長１名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２３条　取締役会は、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、議長となる。

２　取締役会に置いてあらかじめ定めた者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

３　前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２５条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

２　当会社は、会社法第３７０条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２６条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

２　会社法第３６１条第１項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　監査等委員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３１条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３２条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規程）

第３３条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第３４条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第３５条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　　算

（事業年度）
第３６条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第３７条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

（中間配当）
第３８条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当の除斥期間）
第３９条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（附則）
１　令和８年３月３１日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終了前の会社法第４２３条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第３９条の定めるのところによる。

令和８年６月１９日

東京都新宿区市谷台町１２番２号
株式会社日本エム･ディ･エム
代表取締役　　弘中　俊行